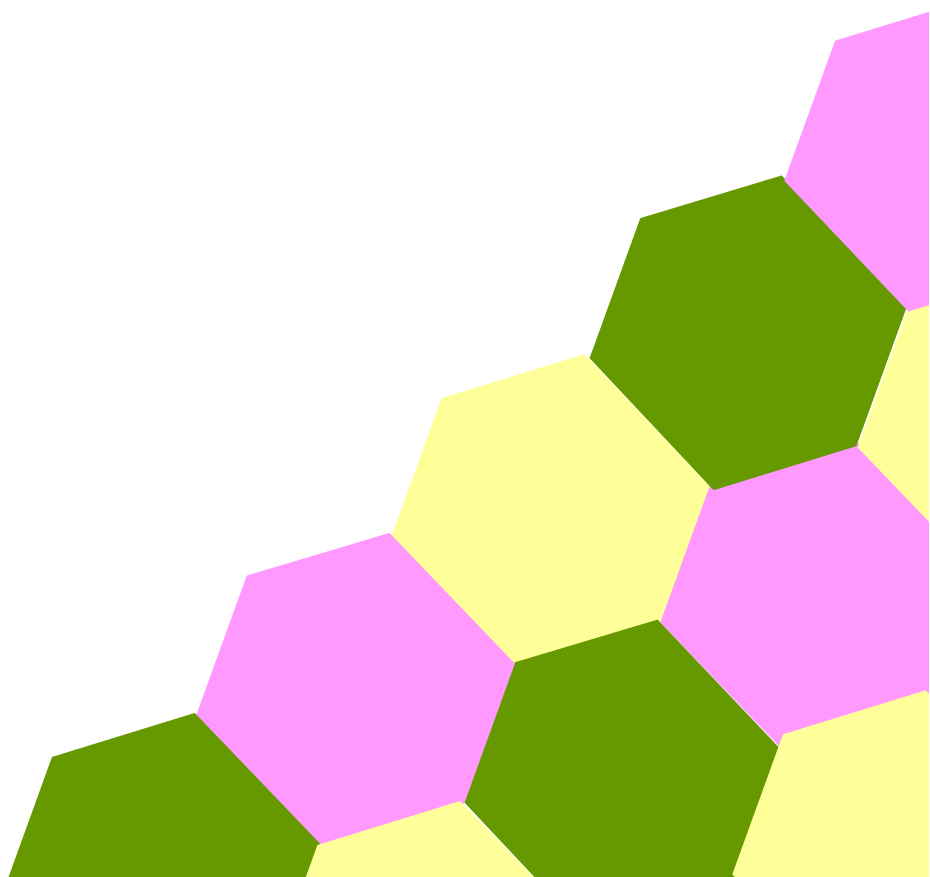


第2章

結婚するとき・離婚するとき

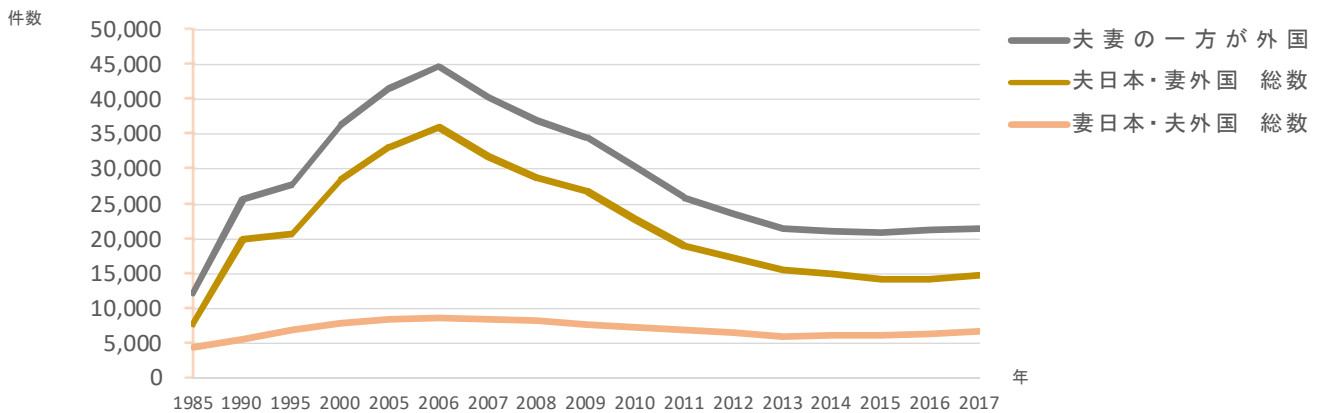


データでみる外国人の結婚・離婚

全国の日本人と外国人の国際結婚の件数

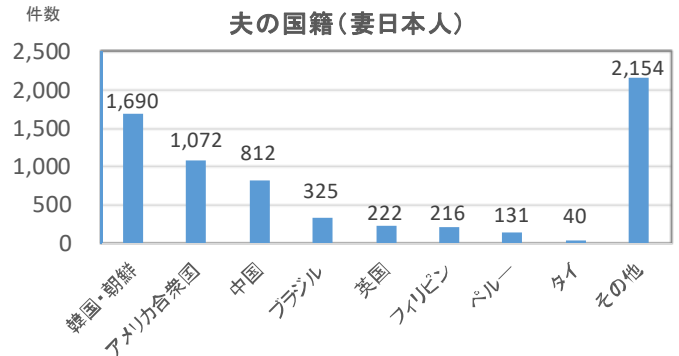
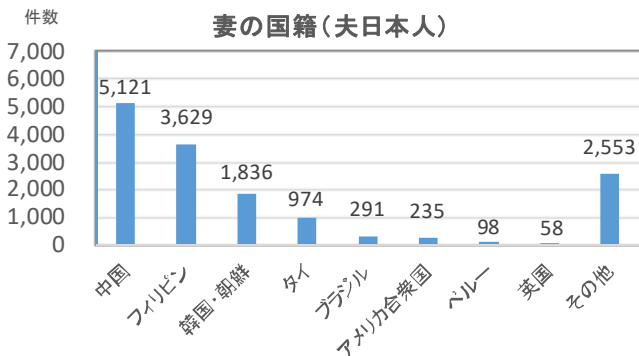
日本人と外国人が国際結婚をした件数は、2006(平成18)年の44,701件(婚姻件数全体の6.1%)がピークです。2017(平成29)年は、21,457件(婚姻件数全体の3.3%)でした。夫が日本人で妻が外国人の組み合わせは、2006年まで増加していましたが、その後減少傾向にあり、妻が日本人で夫が外国人である組み合わせとの差は近年縮まっています。

愛知県で2017(平成29)年に日本人と外国人が国際結婚をした件数は2,172件で、東京に次ぎ第2位です。夫が日本人・妻が外国人の件数は1,689件、妻が日本人・夫が外国人の件数は483件でした。

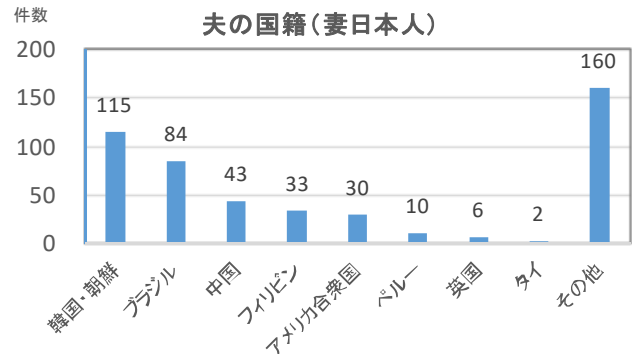
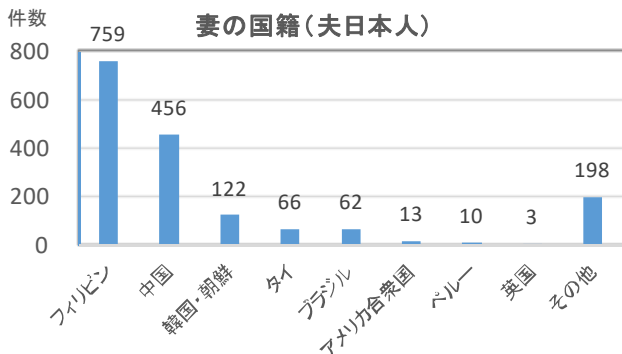


出典:厚生労働省 人口動態調査「夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数」 2017年

◆ 全国の国籍別婚姻件数(2017年)



◆ 愛知県の国籍別婚姻件数(2017年)



出典:厚生労働省 人口動態調査「夫妻の国籍別にみた都道府県別婚姻件数」2017年

全国で外国人同士が結婚した件数

2017(平成29)年に日本で外国人同士が結婚した件数は、4,453件でした。下の表は、どの国籍の夫とどの国籍の妻が結婚したかを示しています。同国同士の結婚が多いことがわかります。最も多い組み合わせは、中国人同士の結婚で、次いでブラジル人同士の結婚となっています。

※単位: 件数。総数は、縦に妻、横に夫の数となる。

	夫— 総数	韓国 ・朝鮮	中 国	フィリ ピン	タ イ	アメリ カ	英 国	ブラジ ル	ペルー	その他
妻—総数	4,453	421	847	158	22	601	45	719	104	1,536
韓国・朝鮮	406	335	26	1	1	11	4	-	-	28
中 国	916	38	761	2	1	25	8	10	1	70
フィリピン	461	8	5	146	2	109	3	48	10	130
タ イ	62	2	9	1	13	9	-	7	1	20
アメリカ	392	5	3	1	-	351	3	2	2	25
英 国	18	1	-	-	-	3	13	-	-	1
ブラジル	628	1	-	1	-	9	-	567	15	35
ペルー	120	-	1	-	-	10	-	39	50	20
その他	1450	31	42	6	5	74	14	46	25	1,207

出典: 厚生労働省 人口動態調査「日本における外国人 婚姻件数: 夫の国籍・妻の国籍別」 2017年

愛知県で外国人同士が結婚した件数

2017(平成29)年に愛知県で外国人同士の結婚した件数は、574件でした。最も多い国籍はブラジルで、愛知県の外国人住民数を反映していると言えます。

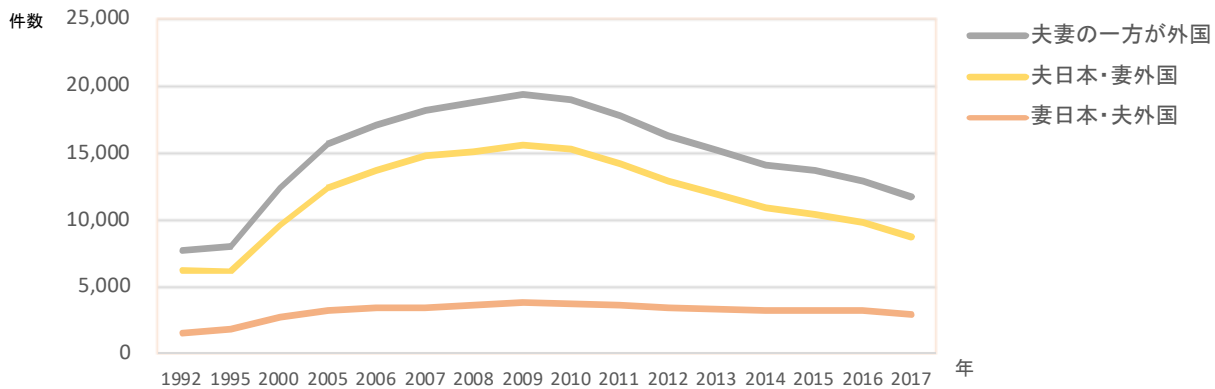
※単位: 件数。組み合わせの統計はなし。

	総数	韓国・ 朝鮮	中国	フィリ ピン	タイ	アメリカ	ブラジ ル	ペルー	その他
夫	574	25	33	59	-	8	257	19	173
妻	574	20	38	123	3	5	229	24	132

出典: 厚生労働省 人口動態調査「日本における外国人 婚姻件数: 夫の国籍・都道府県別、妻の国籍・都道府県別」2017年

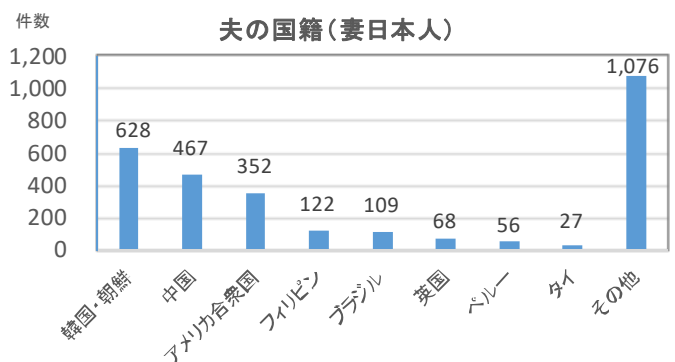
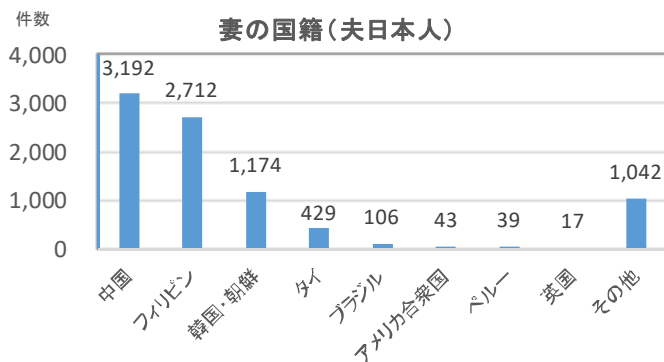
全国の日本人と外国人の国際離婚の件数

日本人と外国人の離婚をした件数は、2009(平成21)年の19,404件(離婚件数全体の7.7%)がピークです。2017(平成29)年は、11,659件(離婚件数全体の5.4%)でした。

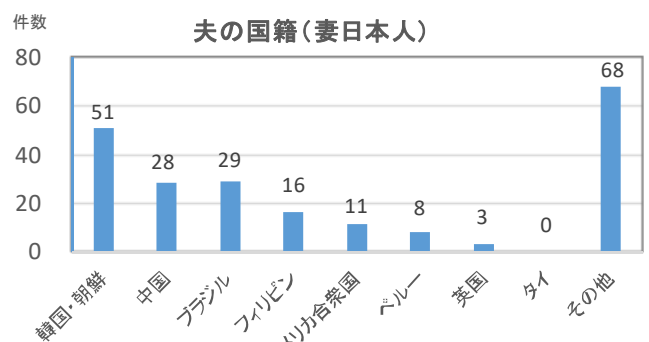
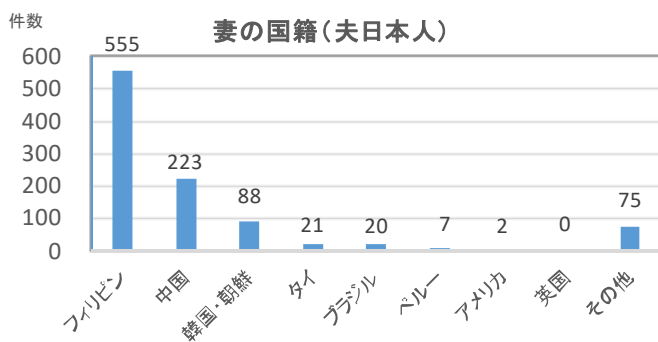


出典:厚生労働省 人口動態調査「夫妻の国籍別にみた年次別離婚件数及び百分率」 2017年

◆ 全国の国籍別離婚件数(2017年)



◆ 愛知県の国籍別離婚件数(2017年)



出典:厚生労働省 人口動態調査「夫妻の国籍別にみた都道府県別離婚件数」2017年

全国で外国人同士が離婚した件数

※単位:件数。組み合わせの統計はなし。

	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	アメリカ	英国	ブラジル	ペルー	その他
夫	1,177	151	573	2	24	15	2	71	34	305
妻	1,177	135	593	75	35	3	2	47	29	258

出典:厚生労働省 人口動態調査「日本における外国人の人口動態」 2017年

日本と10か国の婚姻届・離婚届 必要書類

ここでは、日本の市区町村役場に提出する必要書類を紹介します。なお、事案により必要書類が異なりますので、事前に戸籍関係窓口で確認してください。また、外国語の文書については翻訳文の添付が必要です。

◆戸籍制度について

日本では当たり前になっている戸籍制度ですが、ほとんどの国には戸籍がありません。世界でも戸籍制度があるのは、日本と中国、台湾だけです。日本では戸籍を確認することで、独身か既婚者か分かりますが、外国の場合、法律上の婚姻要件を確認するための婚姻要件具備証明書やそれに代わる独身証明書や出生証明書などが必要になります。国ごとに書類が異なりますので、それぞれの国の大使館や領事館で確認してください。

配偶者の国籍		日本籍	外国籍
必要書類			
婚姻届	婚姻届	二人で1通	二人で1通
	戸籍謄本	○	—
	本人確認書類	免許証、パスポート等	在留カード、パスポート、免許証等
	国籍を証する書類	—	パスポート等
	婚姻要件具備証明書もしくはそれに代わる書類	—	国によって異なる
	親の同意書(未成年)	○	○
	その他必要書類	—	国によって必要な場合がある
離婚届	離婚届	二人で1通	二人で1通
	戸籍謄本	○	—
	本人確認書類	免許証、パスポート等	在留カード、パスポート、免許証等
	その他必要書類	※	※

婚姻要件具備証明書もしくはそれに代わる書類

インドネシア⇒ 婚姻要件具備証明書
 韓国⇒ 婚姻関係証明書、基本証明書
 タイ⇒ 婚姻要件具備証明書もしくは申述書、独身証明書、居住証明書
 中国⇒ 婚姻要件具備証明書
 ネパール⇒ 独身証明書
 フィリピン⇒ 婚姻要件具備証明書(LCCM)
 ベトナム⇒ 婚姻要件具備証明書もしくは婚姻状況証明書
 アメリカ⇒ 婚姻要件具備証明書
 ブラジル⇒ 出生証明書、申述書、宣誓書、離婚が記載されている婚姻証明書
 ペルー⇒ 出生証明書、宣誓書、独身証明書(婚姻未登録証明書)

婚姻届出時に、その他、必要となる書類

タイ⇒ 住民登録証
 ネパール⇒ 家族関係証明書、出生証明書

※離婚届出時に、その他、必要となる書類

- ◆調停離婚の場合
調停調書の謄本
- ◆審判離婚の場合
審判書の謄本・確定証明書
- ◆裁判離婚の場合
判決書の謄本・確定証明書

日本での 国際結婚の手続き

国籍が異なるカップルの結婚を**国際結婚**といいます。

結婚制度は社会、宗教や文化、歴史的条件などに基づいて、長い年月をかけて確立した法制度であるため、国によって異なる点も少なくありません。結婚を成立させるためには、実質的成立要件を満たした上、形式的な要件・手続き(方式)を行う必要があります。

国際結婚の場合、上記の実質的要件、形式的要件に関して、どの国の法律を適用するか(準拠法)について、「法の適用に関する通則法」(通則法)で規定しています。

婚姻の実質的成立要件

通則法で、実質的要件は、各婚姻当事者の本国法によるものとしています。
各国の婚姻法上結婚が認められるためには実質的要件が定められています。

- 婚姻適齢
- 重婚禁止
- 再婚禁止期間
- 近親婚の禁止
- 父母の同意

など、国によって要件が異なるので、婚姻手続きをする前に確認が必要です。

婚姻の形式的成立要件(方式)

日本での国際結婚の場合、婚姻挙行地法である日本法によるほか、当事者の外国人の一方の本国法による方式でも有効です。

ただし、一方の当事者が日本人であり、かつ婚姻挙行地が日本である場合は、挙行地である日本法によらなければならない。

国際結婚の手続きには、日本で結婚する方法と海外で結婚する方法があります。日本での国際結婚の手続きは、以下の2つの方法があります。

- ① 最初に日本の役場に婚姻届を出し、後で外国人当事者の本国の在日公館(大使館または領事館)で届出をする方法です。外国人当事者の本国法によって実質的要件を満たしているかを確認するために**婚姻要件具備証明書**の提出が必要となります。婚姻要件具備証明書を発行しない国もありますので、その場合は代わりになる書類を提出することになります。また、提出する際には日本語の訳文をつける必要があります。(→P.21)
- ② 最初に外国人当事者の本国の在日公館に届出をし、その後日本の役場に届出をする方法です。この結婚方式を**外交婚**と言います。国によっては、外交婚を認めない国や先に日本の役場で婚姻手続きをすることを求める国などもありますので、手続きをする前に必ず相手国の在日公館に確認をする必要があります。
ただし、一方の当事者が日本人の場合は、挙行地である日本法の定める方式が要求されますので、在日公館だけに手続きをして、日本の役場に戸籍法の定めによる婚姻届が提出されない場合、日本では有効な婚姻とは認められないことになります。

① 日本の役場に婚姻届を出した後で
外国人当事者の本国の在日公館に
届出をする方法(創設的届出)

② 外国人当事者の本国または在日
公館に届出した後で日本の役場に
届出をする方法(報告的届出)

日本の役場と該当在日公館に必要な書類を確認し、準備する。必要に応じて、書類の翻訳及び外務省の認証を受ける。
また、外交婚を認めない国や日本での婚姻届を先にすることを求める国もあるので、必ず大使館や領事館など、在日公館に確認する。

住居または本籍地の役場に
書類を提出する

受理
(必要に応じて役場から法務局へ
受理伺いが行われる)

日本での婚姻成立
(同時に本国での婚姻も成立する
国もある)

住民票記載
(日本人は戸籍記載)

婚姻届受理証明書をもらう
(必要に応じて、書類を翻訳したり
外務省の認証を受ける)

在日公館に届出

**外国人当事者の
本国での婚姻成立**

本国または本国の在日公館で
結婚する

**外国人当事者の
本国での婚姻成立**

本国または本国の在日公館の
結婚証明書をもらう
(書類の翻訳をする)

日本の役場に届出

住民票記載
(日本人は戸籍記載)

日本での婚姻成立

日本での 国際離婚の手続き

世界の国々には、離婚を認めない国や日本では問題なく行われている協議離婚を認めない国など、多様な法制度が存在しています。また、国際離婚に関してどの国の法律を適用するか(準拠法)について、日本では次のように決められています。

日本の離婚準拠法

夫婦に共通する要素を通じて準拠法を指定します。

- 夫婦が同一国籍の場合は、その国の法が準拠法になる。
- 国籍が異なる夫婦で常居所を同じくする場合は、その常居所地法が準拠法になる。
- 同一の常居所がない場合には夫婦に最も密接な関係がある地の法律の順に準拠法となる。
- ただし、夫婦の一方が、日本に常居所を有する日本人であるときは、日本法が準拠法になる。

日本での離婚方法は、協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚(判決または和解)があります。ただし、日本で離婚が成立しても、外国本国で離婚手続きをしないと、相手国での離婚は成立しない場合があるので、両国できちんと離婚手続きや報告を行うことが重要です。

日本に常居所を有する日本人と外国人夫婦の場合は、日本法を準拠法として離婚します。また、違う国同士の外国人夫婦でも日本に居住している場合は日本法が準拠法となり、日本の役場で協議離婚の届出をすることができます。本国法が協議離婚を認めず、裁判離婚しか認めない国は、日本で協議離婚をしても、本国法上は離婚の効力が発生しない場合があるので、その場合、日本で審判離婚または裁判離婚(判決)の方式をとることになります。日本で裁判離婚をする場合には、調停前置主義によって、原則として、調停から始めなければなりません。

同じ国籍の外国人夫婦の場合は、準拠法は当事者の本国になりますが、その場合でも居住地が日本であれば、裁判の管轄権は日本の裁判所にありますので、日本の裁判所で本国法に基づき離婚することができます。その場合は、本国の法律に詳しい専門家に相談した方がよいでしょう。

- ① 日本に常居所を有する、
日本人と外国人夫婦または
違う国同士の外国人夫婦の場合

日本法が準拠法になる。
日本法に則って手続きをする。

- ② 同じ国籍の外国人夫婦の場合

本国法が準拠法になる。
ただし、夫婦の住所地である日本の裁判所に管轄権があるため、日本の家庭裁判所で調停・審判・裁判離婚をすることが可能。
必要に応じて、本国法に詳しい専門家に相談する。

① 両者が離婚に同意し、親権、監護権などの事項にも同意があり、かつ相手国が協議離婚を認める場合

協議離婚を行う

② 両者の離婚の合意が整わない場合

家庭裁判所で調停離婚を行う
(当事者の本国が裁判離婚しか認めない場合は、日本で裁判離婚を行うが、日本の調停前置主義により、調停から始めることが原則)

調停がうまくいかなかった場合、**審判離婚**を行う場合もあるが、これはまれなケースで、殆どの場合、調停不成立から裁判になる

調停や審判がうまくいかなかった場合、**家庭裁判所で裁判離婚**を行う

役場で必要書類を確認し、準備する

居住または本籍地役場で離婚手続きをする
(調停や裁判の場合、調停成立や判決で離婚が確定するが、10日以内に届け出なければならない)

日本国での離婚の成立





外国本国での承認手続き

日本での離婚を外国人当事者の本国で承認を受ける手続きが必要となる。
日本の調停や審判は比較法的に独自なものであるため、当事者の本国の大使館または領事館に問い合わせ、確認しなければならない。必要により、弁護士等代理人に依頼する。




- 外国人当事者の本国で離婚する方法
当事者の本国で、本国法を準拠法として離婚するには、本国の弁護士など代理人に依頼することになるため、委任状が必要です。まずは、在日公館に離婚の相談をし、手続き方法を確認します。
- 調停前置主義
夫婦や親子、親族といった家族間の人間関係に関わる争いについては、訴訟を起こす前に、原則として家庭裁判所における調停の手続きを経なくてはなりません。
- 離婚届不受理の申出
日本人配偶者から離婚を迫られ、離婚届を一方的に提出されてしまう可能性がある場合、離婚届を受理しないよう役場に申し出ることができます。
- 母国に婚姻の届出をしていない場合
日本で婚姻手続きをしても、母国では婚姻していない状態となっているため、先に婚姻手続きを行ってから離婚手続きをすることを求められる場合があります。






各国の制度比較表

ここでは各国の結婚・離婚に関する制度を、大使館・領事館への聞き取りや書籍等を参考に項目別にまとめました。なお、事案や州により異なる場合がありますので、必ず当事者の本国の大使館・領事館へ確認してください。


地域・国名		日本	アジア			
			インドネシア	韓国	タイ	中国
項目						
	結婚					
	結婚の成立	届出	民事婚 (各々の宗教の儀式の後に民事上の婚姻登録を行う)	届出	登録 (登録官の面前での公開宣言)	登記
	婚姻適齢	男性18歳 女性16歳 (令和4年4月1日からは、女性18歳)	男性19歳 女性16歳 (21歳未満は両親の許可が必要)	男性18歳 女性18歳	男性17歳 女性17歳	男性22歳 女性20歳 (少数民族は婚姻年齢引き下げが認められている。各自治区に別途条例あり)
	氏	夫婦同姓 (夫または妻の氏) 国際結婚の場合、夫婦別姓だが、日本人配偶者の氏を外国人配偶者の氏に変更することも可	夫婦別姓、同姓を選択 (名字の概念がない人もいる)	夫婦別姓	夫婦別姓、同姓を選択	夫婦別姓、同姓、冠姓(結合氏)を選択
	重婚	×	× (ただし、例外で成立する場合がある)	×	×	×
	女性の再婚禁止期間(離婚後)	100日間	90日間 (夫の死亡により婚姻が解消した場合は、130日)	なし	310日	なし
	同性婚	×	×	×	×	× (台湾では○)
	配偶者(妻)の国籍	基本的に変更されない	届出等の意思表示によって、妻に夫の国籍が与えられる	基本的に変更されない	届出等の意思表示によって、妻に夫の国籍が与えられる	基本的に変更されない
離婚	離婚方法	協議離婚 調停離婚 審判離婚 裁判離婚	裁判離婚	協議離婚 (家庭法院で意思確認が必要) 裁判離婚	協議離婚 裁判離婚	協議離婚 調停離婚 裁判離婚
	親権・監護権	単独親権 協議、調停、審判、裁判により父母の一方に定める	共同親権 (争いが生じた場合は裁判所が裁定を行う)	単独親権 共同親権	単独親権 (協議または裁判所が指定する)	共同親権 (授乳期間中の子は、母親に扶養されるのが原則)
	ハーグ条約締約	○	×	○	○	マカオ、香港のみ締約

- **事実婚**: 戸籍法の定める婚姻届を提出することで法律上の婚姻が認められるが、婚姻届を出していないくても、夫婦としての認識が自他共にあり、事実上の夫婦関係がある場合について、一般に「事実婚」と呼ぶ。
- **ハーグ条約**: 国境を越えた子の連れ去りによる子への悪影響から子を守るため、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めた条約。締約国の中央当局は、相互に協力しつつ、子の返還や親子の面会交流の実現のための援助を実施。

地域・国名		アジア			北米	南米	
		ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
項目							
	項目						
結婚	結婚の成立	届出 儀式	届出、儀式 婚姻許可証の発行、 民事婚または教会婚	登録	州による おおむね 婚姻許可状の発行、 儀式の挙行	届出 検事局の意見聴取、 裁判官認証	届出
	婚姻適齢	男性20歳 (22歳から挙式可能) 女性20歳 (当事者の年齢差は20年を超えてはならない)	男性18歳 女性18歳	男性20歳 女性18歳	18歳 (ネブラスカ州は17歳、 ミシシッピ州は男性17歳、 女性15歳)	男性16歳 女性16歳 (ただし、18歳未満は 両親の同意が必要)	男性18歳 女性18歳 (16歳以上で裁判官が 障害事由を免除した場合は 婚姻できる)
	氏	夫婦別姓、同姓 を選択	妻が婚姻時に姓を 変更 (夫婦別姓可)	夫婦別姓	夫婦別姓、同姓 を選択	夫婦どちらの姓でも可、 夫婦別姓 元の姓の後での追加、 複数姓採用可	夫婦別姓 妻の姓の後に夫の姓も 追加可
	重婚	× (ただし慣習として残っている)	×	×	×	×	×
	女性の再婚禁止期間(離婚後)	なし	なし	なし	なし (テキサス州31日間)	なし	300日 (妊娠していないことが 明らかである場合は、この 限りではない)
	同性婚	×	×	×	○ 全州にて可	○ 全州にて可	×
	配偶者(妻)の国籍	基本的に変更されない	基本的に変更されない	基本的に変更されない	基本的に変更されない	基本的に変更されない	基本的に変更されない
離婚	離婚方法	協議離婚 裁判離婚	不可 (国際結婚の場合、 例外で離婚が成立すること もある)	協議離婚 裁判離婚 (協議の場合も裁判所が 関与)	裁判離婚	協議離婚 (未成年の子等がない 場合) 裁判離婚	協議離婚 裁判離婚
	親権・ 監護権	単独親権 (夫婦で協議の上、一方の 親権に委ねられる)	離婚が認められていない ので、親権者の指定に 関して適用すべき法がない (単独親権、共同親権)	権利義務の合意 或いは裁判所で養育者を 一方に決定 (3歳以下の子の養育は、 母に割り当てられる)	共同親権 単独親権 (州による) 法的監護と身上監護に 分かれる	共同親権 単独親権	共同親権 単独親権
	ハーグ条約 締約	×	○	×	○	○	○

項目	地域・国名	アジア				
		日本	インドネシア	韓国	タイ	中国
						
子ども	国籍取得	父母両系血統主義 ・父母に婚姻関係がある場合→父または母が日本国籍の場合 ・父母に婚姻関係がない場合→母が日本国籍の場合 (母が日本国籍でない場合、日本国籍の父による胎児認知、または生後に認知及び国籍取得の届出(20歳未満。令和4年4月1日からは、18歳未満。)) ・帰化	父母両系血統主義 ・出生時に父または母がインドネシア国民の場合	父母両系血統主義 ・出生時に父または母が韓国の国民の場合 ・韓国の国民の父または母による認知での届出 ・帰化	父母両系血統主義 ・タイ王国の内または外で出生し、父母の双方または一方がタイ国籍保有者である者 ・タイ王国内で出生した者(条件あり)	父母両系血統主義 ・父母の双方又は一方が中国の公民で、本人が中国で生まれた場合 ・父母の双方又は一方が中国の公民で、本人が外国で生まれた場合 (父母の双方又は一方が中国の公民であるとともに外国に定住し、本人が出生と同時に外国の国籍を取得している場合には、中国の国籍を有しない)
	二重国籍	× 外国及び日本の国籍を有することになった時が20歳に達する以前であるときは22歳に達するまでに、その時が20歳に達したあとであるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択。(令和4年4月1日からは、外国及び日本の国籍を有することになった時が18歳に達する以前であるときは20歳に達するまでに、その時が18歳に達したあとであるときはその時から2年以内に、いずれかの国籍を選択。) なお、出生の日から3か月以内に日本国籍を留保する意思表示しなければ、子は出生の時にさかのぼって日本国籍を喪失。	× 18歳までに選択	× ・22歳までに選択 ・国籍選択命令を受けても国籍選択をしない場合は国籍を喪失する ・国籍喪失に関しては自主取得と非自主取得により喪失要件が若干異なる	× 満20歳になった時点から一年以内に省令に規定された書式及び手続きで1つの国籍を選択するように担当官に申請しなければならない	×
	認知	○ 任意認知 (胎児認知、生後認知) 裁判認知 (胎児認知、生後認知) 要届出	○ 任意認知 認知の訴えは認められていない	○ 任意認知 (胎児認知、生後認知) 裁判認知 (胎児認知、生後認知)	○ 任意認知 裁判認知	△ 認知の制度はない 父の承認や裁判所などの公的機関の確認により可能
その他	ジェンダーギャップ指数順位	110位(0.662)	85位(0.691)	115位(0.657)	73位(0.702)	103位(0.673)
	根拠法	民法、国籍法	国籍法、民法、インドネシア市民権法	国際私法、民法、国籍法	国民商法、国籍法	婚姻法、国籍法

●ジェンダーギャップ指数：各国の社会進出における男女格差を示す指標。調査は、政治活動の参加と機会、教育、健康と生存、政治への関与の4分野で測定され、数値が1に近いほど男女が平等、0であれば完全不平等として表される。2018(平成30)年は、149か国を対象に調査され、1位は0.858のアイスランド、最下位は0.499のイエメンであった。(世界経済フォーラムジェンダー・ギャップ指数2018より)

地域・国名		アジア			北米	南米	
		ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
項目							
	国籍取得	父母両系血統主義 ・出生時に父または母がネパール国民の場合	父母両系血統主義 ・父母の双方がフィリピン国民の場合 ・父母の一方がフィリピン国民の場合	父母両系血統主義 ・父母の双方がベトナム公民の場合 ・父母の一方がベトナム公民で他方が国籍を有しない場合 ・その他は出生登録時に書面による同意により取得する	生地主義 補足的血統主義 ・アメリカ国内で出生した事実により、同国の国籍を取得する ・アメリカ国外で出生したアメリカ人の子も同国の国籍を取得する	生地主義 補足的血統主義 ・ブラジル国内で出生した事実により、同国の国籍を取得する ・また、血統主義も採用している	生地主義 補足的血統主義 ・ペルー国内で出生した事実により、同国の国籍を取得する ・ペルー以外の外国で出生した子は、父または母がペルー人であれば、出生登録により国籍を取得できる
	子ども	× 出生による重国籍者は、22歳に達するまでに国籍を選択する	○	○	○	○	○
	二重国籍	× 認知に関する規定は存在しない 男女の合意によって同居している時には、婚姻関係が確立している者と認められ、正式に結婚していない両親から生まれた子は、嫡出子と考えられる	△ 認知の制度はない (事実主義をとっている)	○ 任意認知 裁判認知	△ 州による (胎児認知においては認められる州、制度が存在しない州などそれぞれである)	○ 任意認知 裁判認知	○ 任意認知 (父母が一緒もしくはその一方のみにより認知することができる) 裁判認知
その他	ジェンダーギャップ指数順位	105位(0.671)	8位(0.799)	77位(0.698)	51位(0.720)	95位(0.681)	52位(0.720)
	根拠法	婚姻登録法、婚姻法	家族法、民法の一部、児童少年福祉法、国際養子縁組法、国内養子縁組法	家族法、国籍法、家族婚姻法		ブラジル民法典(2002年制定)第4巻	憲法、民法

●任意認知と裁判認知：認知とは、非嫡出子について、その父が自分の子であると認め、法律上の親子関係を発生させるという制度。父が自発的に行うものを任意認知、裁判で父に認めさせるものを裁判認知とする。